

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
をのぞく)

規則

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和四十二年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十四号

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則

(この規則の趣旨)

第一条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十三号。以下「法律第八十三号」という。)附則第二条、附則第五条又は法律第八十三号による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)附則第六条第三項の規定により年額を改定すべき恩給(次条及び第三条において「改定すべき恩給」という。)で、知事が裁定するものの改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(改定通知書の発行及び交付)

第二条 改定すべき恩給で昭和四十二年九月三十日以前の日付けのある証書によつて支給しているものについては、受給者の請求を待たずその年額を改定し、その改定年額を表示した改定通知書を発行し、これを受給者に交付する。

第三条 改定すべき恩給で昭和四十二年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

目次

- ◇規則 恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則
恩給の年額の昭和四十二年改定に関する条例の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則
土地の立入の通知
県道の路線の認定
道路の区域の決定
道路の供用の開始
- ◇告示 定例教育委員会の会議の招集
昭和四十三年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項
昭和四十三年度鳥取県立倉吉農業高等学校入学者選抜実施要項
昭和四十三年度鳥取県立高等学校学区外等志願者及び県外志願者の取扱要項
昭和四十三年度鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集要項
- ◇人委規則 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(雑則)

第四条 法律第八十三号の施行に伴い改定すべき恩給の改定及び請求手続で、この規則に別段の定めのない事項については、恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号)及び鳥取県恩給給与細則(昭和三十年五月鳥取県規則第二十二号)の定める例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年十月一日から適用する。

恩給の年額の昭和四十二年改定に関する条例の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和四十二年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十五号

恩給の年額の昭和四十二年改定に関する条例の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則

(この規則の趣旨)

第一条 恩給の年額の昭和四十二年改定に関する条例(昭和四十二年十月鳥取県条例第二十七号。以下「条例第二十七号」という。)第一条又は第二条第三項の規定により年額を改定すべき恩給(次条及び第三条において「改定すべき恩給」という。)の改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(改定通知書の発行及び交付)

第二条 改定すべき恩給で昭和四十二年九月三十日以前の日付けのある証書によつて支給しているものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した改定通知書を発行し、これを受

給者に交付する。

第三条 改定すべき恩給で昭和四十二年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

(雑則)

第四条 条例第二十七号の施行に伴い改定すべき恩給の改定及び請求手続で、この規則に別段の定めのない事項については、鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和三十年四月鳥取県規則第十四号)の定める例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年十月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第六百八十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入の通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称、建設大臣
- 二 事業の種類 一般国道五十三号改築工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域 鳥取県八頭郡智頭町大字奥本地内
- 四 立ち入ろうとする期間 昭和四十二年十一月四日から

昭和四十三年三月三十一日まで

昭和四十三年三月三十一日まで

鳥取県告示第六百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条第一項の規定に基づき、
県道の路線を次のように認定する。

昭和四十二年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

番号	路線名	終起	点	重要な経過地
189	湯山鳥取線	岩美郡福部村大字湯山 鳥取市		
190	松神国坂線	東伯郡北条町大字国坂 同 郡同 町大字松神		
191	六尾赤碕線	東伯郡大栄町大字六尾 同 郡赤碕町大字赤碕		東伯郡東伯町大字八橋
192	赤碕港線	東伯郡赤碕町赤碕港 同 郡同町大字赤碕		
193	松河原名和線	西伯郡中山町大字松河 原 郡名和町大字富長		
194	西原淀江線	西伯郡淀江町大字西原 同 郡同町大字淀江		
195	徳丸富枝線	八頭郡八東町大字徳丸 同 郡同町大字富枝		

鳥取県告示第六百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、
道路の区域を次のように決定した。

その関係図面は、昭和四十二年十一月四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
189	県道	湯山鳥取線	岩美郡福部村大字湯山字鳥越二〇七二の二から鳥取市覚寺字正福寺山八八三の四まで	三・五 四・五	二、八八〇
190	"	松神国坂線	東伯郡北条町大字国坂字下用露七三八の二から同郡同町大字松神字前西原六六〇まで	四・二 四・八	三、〇四二
191	"	六尾赤碕線	東伯郡大栄町大字六尾字夢地二一四の七から同郡赤碕町大字赤碕字ヲナカケ一〇八〇の二まで	三・〇 九・〇	一、三三二
192	"	赤碕港線	東伯郡赤碕町大字赤碕字下八幡山三〇一の四から同郡同町大字赤碕字西八幡山一九八の四まで	七・〇	一、二二〇
193	"	松河原名和線	西伯郡中山町松河原字河戸一八の三から同郡名和町大字富長字坪ノ内一四三まで	二・八 五・四	七、九五六
194	"	西原淀江線	西伯郡淀江町大字西原字新坂一〇六〇の四から同郡同町大字淀江字御屋敷五五六の一まで	二・八 七・五	二、四五八
195	"	徳丸富枝線	八頭郡八東町大字徳丸字田中開地三一五の八から同郡同町大字富枝字山崎河原三六〇の三まで	三・六 二、〇五七	〇、五七

鳥取県告示第六百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第三項の規定に基づ

き、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、昭和四十二年十一月四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	使用開始の区間	供用開始の期日
県道	湯山鳥取線	岩美郡福部村大字湯山から鳥取市覚寺まで	昭和四十二年十一月四日
"	松神国坂線	東伯郡北条町大字国坂から同郡同町大字松神まで	"
"	六尾赤碕線	東伯郡大栄町大字六尾から同郡赤碕町大字赤碕まで	"
"	赤碕港線	東伯郡赤碕町赤碕港から同郡同町大字赤碕まで	"
"	松河原名和線	西伯郡中山町大字松河原から同郡名和町大字富長まで	"
"	西原淀江線	西伯郡淀江町大字西原から同郡同町大字淀江まで	"
"	徳丸富枝線	八頭郡八東町大字徳丸から同郡同町大字富枝まで	"

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十二年十一月四日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

- 一日 時 昭和四十二年十一月八日 午後一時三十分
- 二 場 所 鳥取市東町 県教育委員会委員室
- 三 議 題 1 県文化財の指定について
2 その他

鳥取県教育委員会告示第二十四号

昭和四十三年度鳥取県立高等学校の全日制課程（倉吉農業高等学校の農学業科のうち、農林科、園芸科及び畜産科を除く。）及び定時制課程の第一学年に入学する者の選抜を、次の要項によつて実施する。

昭和四十二年十一月四日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

昭和四十三年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項

一 各高等学校の募集生徒数（募集定員）

各高等学校の募集生徒数（募集定員）は、学科ごとに別に定める。

二 出願資格

1 中学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者（昭和四十三年三月卒業見込みの者を含む。）

2 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十三条各号の一に該当する者

三 出願方法

1 出願手続

(一) 志願者は、同時に二以上の学校を第一志望校として出願すること
はできないが、同一学校（分校を含む。）内の他の課程又は学科を
第二志望として出願することができる。ただし、定時制課程（夜間

）については、当該学校以外の学校を第一志望校としている者であ

つても、第二志望として出願することができる。

(一) 志願者は、入学志願書に必要な事項を記入のうえ、在学している中学校又は卒業した中学校(以下「出身中学校」という。)の校長を経由して、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

(二) 出身中学校の校長は、所定の調査書、学習成績一覧表等を作成し、その他出願に必要な書類とあわせて志願者の志願する高等学校の校長に提出するとともに、学習成績一覧表を一部県教育委員会に提出しなければならない。

この場合において、志願者が昭和四十一年三月以前の卒業者であるときは、学習成績一覧表は、提出しなくてよいが、昭和四十二年三月の卒業者については、その者が属していた学級全員のものだけを提出するものとする。

また、農業学科のうち、自営者養成に関する科(農業、農林、園芸、畜産または農業機械)の志願者については、家庭宮農状況調査書をあわせて提出しなければならない。

2 出願期間及び受付場所

(一) 出願期間

持参する場合 昭和四十三年二月十九日から二月二十三日十二時まで

郵送する場合 昭和四十三年二月二十日までの消印のあるものまで有効

(二) 受付場所

志願する高等学校(第一志望校。分校の場合は本校)

四 志願変更

1 志願変更手続

(一) 出願期間終了後において、志願校等の変更を希望する志願者は、志願変更願に受検証と新たに作成した入学志願書を添えて、出身中学校の校長に申し出なければならない。

(二) 志願変更は、さきの第一志望を、他の学校、課程、学科及び科に変更する場合にのみできるものとし、一回に限りこれを行なうことができる。

2 志願変更受付期間

昭和四十三年二月二十六日から二月二十九日十二時までとする。この場合は郵送を認めない。

五 調査書の取扱い

1 各教科の評定方法

学習の記録の各教科の評定については、第一学年及び第二学年の成績は指導要録から転記し、第三学年の成績は別に定める方法により、数量化して出身中学校の校長が十段階で評定する。ただし、昭和四十一年三月以前の卒業者については、第三学年の成績も指導要録から転記するものとする。

2 その他の記録の評定方法

行動及び性格の記録、出欠の記録その他の記録で指導要録に記載されているものは、指導要録から転記し、その他については、出身中学校の校長が評定し、又は必要事項を記入するものとする。

六 学力検査

1 学力検査は、県教育委員会事務局に設ける昭和四十三年年度県立高等学校入学者選抜学力検査管理委員会の管理のもとに実施する。

2 期日及び時間割

昭和四十三年三月十四日の一日間、次の時間割によつて全県いつせいに行なう。

第一時限 九時三十分から十時二十分まで (五十分) 国 語

第二時限 十時四十分から十一時三十分まで (五十分) 数 学

第三時限 十一時五十分から十二時四十分まで (五十分) 社 会

第四時限 十三時三十分から十四時二十分まで (五十分) 理 科

第五時限 十四時四十分から十五時三十分まで (五十分) 英 語

3 検査教科の配点

各教科それぞれ五十点とし、合計二百五十点満点とする。

4 検査会場

各県立高等学校ごとに設けるものとし、受検者は、志願する高等学校(第一志望校)に設ける会場で受検しなければならない。

5 学力検査の問題の出題方針

(一) 中学校学習指導要領に示されている各教科の目標に即し、基本的事項を中心に出題する。

(二) 出題形式(記述式等)にくふうを加え、できるだけ思考力や判断力などをみるように配慮する。

七 面 接

1 境水産高等学校の志願者について実施する。その他の高等学校の志願者については、原則として実施しないが、高等学校長が特に必要と認める場合は、県教育委員会の承認を得て実施することができる。

2 面接の実施要領は、別に定める。

八 健康診断

志願者は、昭和四十三年一月一日以降において、医師の健康診断を受けるものとし、出身中学校の校長は、この結果に基づき、健康記録書を作成し、出願の際に他の必要書類とあわせて提出しなければならない。

九 入学者の選抜方法

各高等学校長は、調査書を主体とし、学力検査の成績等をあわせて、次の方法によつて選抜を行なう。

なお、昭和四十一年三月以前の中学校卒業生等については、学力検査の成績、調査書等を勘案して選抜を行なう。

(一) 第一次選考

調査書の学習の記録のうち、第三学年の各教科の合計評定の上位の者から順に並べて募集定員の七割以内にある者で、かつ、学力検査の成績が定員点(たとえば、募集定員が二百人である場合、学力検査の総合得点が上位の者から並べて二百番目である者の得点数)の九割以上の成績である者について選考する。

(二) 第二次選考

第一次選考の対象者以外の者について、各教科の合計評定と学力検査の得点との総計の上位の者から選考する。

(三) 調査書の学習の記録の第三学年の各教科の評定以外の記録、健康記録書等については、第一次選考及び第二次選考の際、別に定める選考基準により公正かつ妥当にして最少限度において加味するものとする。

十 入学選抜合格者の発表

1 日時及び場所

昭和四十三年三月十八日 十二時 各高等学校

2 調査書、学習成績一覽表、学力検査等の成績は、公表しない。

十一 再募集の実施

合格者の発表の結果、合格者数が募集定員に満たないために再募集を行なうことが必要と認められる課程又は学科を有する高等学校においては、その不足の生徒数について、次のとおり再募集を行なう。

1 出願期間及び受付場所

(一) 出願期間 持参する場合 昭和四十三年三月二十三日から三月二十七日十二時まで

郵送する場合 昭和四十三年三月二十四日までの

消印のあるものまで有効

(二) 受付場所 募集高等学校

2 学力検査

学力検査は、昭和四十三年三月二十八日九時三十分から募集高等学校で、国語、社会、数学、理科及び英語の教科について実施する。

3 合格者の発表

昭和四十三年三月三十日十二時に募集高等学校で発表する。

十二 注意事項

- 1 いったん受け付けた入学志願書及び入学選抜手数料は、返さない。
- 2 入学志願書等の用紙は、東部地区にあつては教育委員会教職員課で、中・西部地区にあつては、それぞれ中・西部教育事務所で受け取ること。
- 3 この要項に関する質疑は、教育委員会教職員課、教育事務所又はよりの県立高等学校に行なうこと。

鳥取県教育委員会告示第二十五号

昭和四十三年度鳥取県立倉吉農業高等学校の全日課程農業学科(生活科を除く。)の第一学年に入学する者の選抜を次の要項によつて実施する。

昭和四十二年十一月四日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

昭和四十三年度鳥取県立倉吉農業高等学校入学者選抜実施要項

一 募集生徒数

募集生徒数は、次の表のとおりとする。

課 程	学 科	科	募集生徒数
全日課程	農業学科	農 林 科	四十人
		園 芸 科	四十人
	畜 産 科	畜 産 科	四十人
		畜 産 科	四十人

二 出願資格

中学校を卒業した者(昭和四十三年三月卒業見込みの者を含む。)のうち、現に鳥取県に住所を有する者の子弟(男子)で学業成績が良好(中学校の第二学年、第二学年及び第三学年(卒業見込みの者)にあつては第一期)の全教科の評定の平均が、それぞれ三・〇以上)で、高等学校卒業後は農業を自営する意志が強固である者

三 出願手続

1 入学志願者は、所定の入学志願書に必要な事項を記入のうえ、入学選抜手数料として三百五十円に相当する額の鳥取県収入証紙をはりつけ(消印してはならない。)、在学している中学校又は卒業した中学

校の校長（以下「出身中学校長」という。）に提出しなければならない。

2 出身中学校長は、五の1の出願期間内に、出願に必要な所定の書類を倉吉農業高等学校長（以下「高等学校長」という。）に提出しなければならない。

四 市町村の推せん

自立経営農家後継者の中核となるべき者を計画的に養成するため、市町村は次により推せん者を決定するものとする。

1 市町村長は、市町村の推せんを希望する入学志願者（農業後継者養成奨学資金の給付を希望しない者も含む。）について、五の1の出願期間内に市町村推せん書を高等学校長に提出しなければならない。

2 市町村の推せんできる者の数は、各市町村の農業の将来計画、入学希望者数等を勘案し、鳥取県教育委員会が市町村と協議して別に定める数の二倍を原則とする。

五 出願期間及び受付場所

1 出願期間

持参する場合 昭和四十二年十二月十二日から昭和四十二年十二月二十二日十二時まで

郵送する場合 昭和四十二年十二月二十日までの消印のあるものに限り。

2 受付場所

鳥取県立倉吉農業高等学校

六 学力検査及び面接

入学志願者は、次のとおり、選抜のための学力検査、健康診断及び面接を受けなければならない。

1 学力検査の日時、場所及び時間割

昭和四十三年一月八日倉吉農業高等学校において、次の時間割によつて実施する。

作文 十一時十分から十二時まで（五十分）

2 健康診断

学力検査の当日、健康診断及び機能検査を実施する。

3 面接

次の期日及び場所において実施する。

地区	期日	場所
東部地区	昭和四十三年一月十七日	鳥取県庁
中部地区	一月十九日	倉吉農業高等学校
西部地区	一月十八日	鳥取県西部総合事務所

七 入学者の選抜方法

高等学校長は、出身中学校長から提出された調査書、健康記録書、家庭管農状況調査書及び市町村の推せんを受けた者については市町村長の推せん書並びに学力検査成績、健康診断、面接等の結果を資料とし、市町村ごとの後継者の必要数を勘案して選抜を行なう。

八 入学選抜合格者の発表等

1 日時及び場所

昭和四十三年一月二十五日十二時に倉吉農業高等学校において発表する。

2 合格者は、合格を辞退した場合を除き、他の県立高等学校を志願することはできない。

九 その他

1 いったん受理した入学志願書及び入学選抜手数料は、返さない。

2 入学志願書、調査書等の用紙は、東部地区にあつては教育委員会教職員課で、中・西部地区にあつてはそれぞれ、中・西部教育事務所を受け取る。

3 この要項に定めるもののほか、入学者の選抜実施について必要な事項は、昭和四十三年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項による。

4 この要項に関する質疑は、教育委員会教職員課又は倉吉農業高等学校に行なうこと。

鳥取県教育委員会告示第二十六号

昭和四十三年度鳥取県立高等学校の入学志願者のうち、学区外等志願者及び県外志願者の取扱いは、次の要項による。

昭和四十二年十一月四日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

昭和四十三年度鳥取県立高等学校学区外等志願者及び県外志願者の取扱要項

一 学区外等志願者の取扱

1 志願者の属する学区は、志願者が生活をともしにする保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）の居住地をもつて決定し、志願者の単独居住等は認めない。

2 全日制課程普通学科（全県一区を除く。）の志願者のうち、次表の上欄に掲げる特別事情の一に該当する者は、学区外等出願許可願に下

欄に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

特 別 事 情	添 付 書 類
志願者が保護者と同居し、かつ、その居住地と学区を異にする中学校に通学しているとき又は学区を異にする中学校を卒業しているとき。	保護者及び志願者の居住証明書及び戸籍抄本、現に保護者の居住地に同居して通学している旨の中学校長の証明書並びに区域外の中学校に就学した理由を記載した書類
やむを得ない事情で、現在両親が異なる学区に別居し、志願者が同居していない側の親の方に居住地を移して所属の学区を変更するとき。	同居していない側の親の居住証明書、志願者の戸籍抄本及び別居の理由及び学区を変更する理由を記載した書類
家屋の新築、移転、保護者の転勤等により、昭和四十三年五月三十一日までに確実に保護者とともに他の学区に居住地を移すとき又はすでに移しているとき。	家屋の新築、移転等の場合にあつては、その事実を証明できる者（建築業者等）の証明書、転勤等の場合にあつては、転勤（内定）証明書又は勤務証明書と志願者の戸籍抄本、その他県教育委員会が必要と認める書類
通学距離、学資支弁者の関係その他やむを得ない事情で、他の学区の近親者（四親等以内。以下同じ。）の居住地に居住するとき。	近親者の居住証明書、同居承諾、身元引受書及び志願者との関係を証明できる戸籍謄本、その他県教育委員会が必要と認める書類

3 県教育委員会は、許可願を審査してやむを得ないと認めるものについて、学区外等出願許可書を交付する。この許可書の交付を受けた志願者は、入学志願書にこれを添えて提出しなければならない。

二 県外志願者の取扱

1 志願者のうち、鳥取県内の国立及び公立の中学校の出身者（卒業見

込みの者を含む。)で、保護者とともに鳥取県内に居住している志願者以外の志願者(以下「県外志願者」という。)について、次の(一)又は(二)に該当する場合には県立高等学校に出願することを許可する。
 (一) 次表の上欄に掲げる指定地域に居住している志願者が下欄に掲げる高等学校に志願する場合には、県外志願者出願許可願に当該指定地域に保護者とともに居住していることを証明する書類、当該指定地域内の中学校(当該指定地域に居住する者が就学すべき中学校)に通学し、又は通学した旨の中学校長の証明書その他県教育委員会が必要と認める書類を添えて県教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

指定地域		学 校 名	
県 名	市 郡 名	町 村 名	学 校 名
鳥取県	美方郡	浜坂町 温泉町	鳥取工業高等学校
	苫田郡	阿波町、加茂町	智頭農林高等学校
	真庭郡	八束村、川上村、中和村	倉吉東高等学校 倉吉西高等学校 倉吉産業高等学校 倉吉工業高等学校
岡山県	阿哲郡	神郷町	日野産業高等学校
	新見市	千屋	境 高 等 学 校 境 水 産 高 等 学 校 境 港 工 業 高 等 学 校 米子南高等学校境港分校
島根県	八束郡	美保関町、八束村大字江島	

(二) (一)以外の県外志願者で、次の上欄に掲げる特別事情の一に該当する者は、県外志願者出願許可願に下欄に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

特 別 事 情	添 付 書 類
県内に保護者とともに居住している県外の中学校に通学しているとき。	保護者及び志願者の居住証明書、戸籍抄本及び実際に居住していることを証する書類並びに県外の中学校に通学している理由を記載した書類
県外の中学校を卒業している者又は卒業見込みの者で、保護者の転動等により、鳥取県内にすでに居住しているとき又は昭和四十三年五月三十一日までに確実に保護者とともに居住するとき。	保護者の転動(内定)証明書、勤務証明書その他鳥取県内に居住する理由を証明する書類及び志願者の戸籍抄本、すでに居住しているときは、保護者及び志願者の居住証明書、その他県教育委員会が必要と認める書類
保護者の職業から転動が多く、教育上の観点から鳥取県内の近親者の居住地に居住するとき。	保護者の勤務証明書及び転動状況を記載した書類、近親者の居住証明書及び志願者との関係を証明できる戸籍謄本、近親者の同居承諾・身元引受書並びに県教育委員会が必要と認める書類

- 2 県教育委員会は、許可願を審査してやむを得ないと認めたものについて、県外志願者出願許可書を交付する。この許可書の交付を受けた志願者は、入学志願書にこれを添えて提出しなければならない。
- 3 1にかかわらず、県外の中学校を卒業して、現に鳥取県内に就職し、居住している者又は就職し、居住することが確実である者が、県立高等学校定時制課程(夜間)の学科を志願するときは、入学志願書

に勤務(内定)証明書及び居住証明書(県内に居住することが確実にある者については、勤務(予定)先の責任者の証明書)を添えて提出することとし、県教育委員会の許可を要しない。

4 県外志願者の出身中学校の校長は、所定の調査書、健康記録書及び学習成績一覧表を作成し、入学志願書受付期間中に志願者の志望する、高等学校の校長に提出しなければならない。

5 県外志願者については、志願変更及び第二志望を認めない。ただし、同一学校の定時制課程(夜間)の学科間の第二志望は認める。

三 許可願の受付期間等

1 受付期間 昭和四十三年二月十二日から二月二十三日十二時までのうち、毎日九時から十七時まで(日曜日は除き、土曜日は十二時まで)とする。

2 受付場所 鳥取県教育委員会事務局教職員課

鳥取市東町一の二二〇 電話鳥取二二局七一―番
内線四六三〇四六六番

3 許可願等は、原則として、本人又は保護者が直接持参するものとする。ただし、二の1の(一)による指定地域の県外志願者については、郵送を認める。

四 注意事項

1 許可願の記載等が虚偽であることが判明したときは、入学許可後であつても入学を取り消すことができる。

2 許可願の用紙は、教育委員会教職員課又は教育事務所受取ること。 (用紙等の郵送を希望する者は、十五円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を送付すること。)

3 この要項に関する質疑は、教育委員会教職員課又は教育事務所に行なうこと。

鳥取県教育委員会告示第二十七号

昭和四十三年度鳥取県立高等学校通信制課程の生徒を次の要項により募集する。

昭和四十二年十一月四日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

一 募集学校及び募集生徒数

高等学校名	所在地	募集生徒数
鳥取西高等学校	鳥取市東町一丁目一二番地	約百人
米子東高等学校	米子市勝田町三〇七番地	約百人

二 出願資格

1 中学校(これに準ずる学校を含む。)を卒業した者(昭和四十三年三月卒業見込みの者を含む。)

2 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十三条各号の一に該当する者

3 高等学校の定時制課程に在籍している者

三 出願手続

倉吉東高等学校及び倉吉西高等学校の通学区域以東に居住する入学志願者は鳥取西高等学校に、由良育英高等学校の通学区域以西に居住する入学志願者は米子東高等学校に、次の書類に入学料五十円を添えて提出しなければならない。

1 入学志願書（用紙は、募集高等学校で受け取ること。）
 2 最終学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書又は学力を証する書類

3 高等学校を中途退学した者は、1及び2の書類のほかにその高等学校長の発行する単位修得証明書

4 高等学校校定時制課程に在学している者は、1の書類及びその高等学校長の発行する単位修得証明書及び通信教育受講許可書

四 出願期間及び受付場所

昭和四十三年三月一日（金）から昭和四十三年三月三十日（土）までとし、毎日九時から十七時まで（日曜日は除き、土曜日は十二時まで）各募集高等学校で受け付ける。

五 入学者選抜の方法

1 入学志願者が募集生徒数をこえた場合は、各募集高等学校において出願書類を審査して入学許可者を決定する。

2 入学許可者に対しては、直接各募集高等学校から通知する。

六 注意事項

1 提出された書類及び入学料は返さない。

2 募集及び出願に関する質疑は、志望高等学校に行なうこと。

3 郵送の場合において返信を必要とするものは、十五円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

七 参考事項

1 通信制課程の教育方法は、次のとおりである。

(一) リポート（報告課題）

担当の教員が出題したリポートに解答を記入して提出し、添削、採点をうける。

(二) スクリーニング（面接指導）

学校に登校して直接授業を受けることであり、毎月二回（日曜日）を充てる。）行なう。

(三) 試験

中間試験及び終末試験を行なう。

(四) 卒業資格を得るには、(一)、(二)及び(三)により必修科目を含む八十五単位以上を修得するとともに、学校が定める五十時間以上の特別教育活動に出席しなければならない。

2 通信制課程で履修できる科目は、次のとおりである。

現代国語	古典乙I	古典乙II	倫理・社会	政治・経済
日本史	世界史B	地理B	数学I	数学IIA
数学III	生物	化学A	物理A	地学
体育	保健	音楽I	音楽II	美術I
美術II	書道I	書道II	英語A	家庭一般
被服	仕立	食物	保育	家庭経営
児童心理	農業一般	農業経営	商業一般	商業簿記
計算実務				

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年十一月四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵
 鳥取県人事委員会規則第四十四号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。
 別表の6の項中

町長 部 局	総務課長 民生課長 主任（総務課に所属し、人事及び予算に関する事務を行なうものに限る。）
--------	--

を

町長 部 局	課長 主任（総務課に所属し、人事及び予算に関する事務を行なうものに限る。）
--------	---------------------------------------

に改め、

教育委員 会 事 務 局	教育長
--------------	-----

を

教育委員 会 事 務 局	教育長 次長
--------------	--------

に改め、

同表の14の項中

教育委員 会 事 務 局	教育長
--------------	-----

を

教育委員 会 事 務 局	教育長 管理課長
--------------	----------

に改め、

同表の15の項中

町長 部 局	課長 評価室長
--------	---------

を

町長 部 局	課長 評価室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）
--------	------------------------------

に改め、

同表の16の項中

村長 部 局	総務係長
--------	------

を

村長 部 局	総務課長 住民福祉課長
--------	-------------

に改め、

同表の17の項中

48 同表に次の一項を加える。
溝口町及び江府町学校組合

町長 部 局	課長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)
町長 部 局	課長 人事係長 財政係長

に改め、

を

機 関	職
教育委員会の補助機関	教育長
小 学 校	校長 教頭

附 則

この規制は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

〔定価 一部一箇月三百円(送料を含む)〕